

事後審査方式の継続について (制限付一般競争入札)

平成22年4月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約管理課

岩見沢市では、建設工事等を制限付一般競争入札で実施する際に、入札参加者が公告等の要件を満たしていることについて審査をしています。

この資格審査は、通常は参加者全員に対して入札の執行前に行うものですが、平成21年度には、一部の建設工事等を対象として入札の執行後に最低価格での入札者（落札候補者）のみを審査する（事後審査）方式を試行してきました。

この事後審査については、公告から契約までの期間の短縮や入札参加者が申請書類の作成にかかる負担の軽減にもなることから、平成22年度以降も継続を予定しております。

制限付一般競争入札への参加及び落札したときには、下記の事項に留意していただくようお願いいたします。

記

1 事後審査方式の対象となる建設工事等

公告等において、「事後審査方式」と明示した建設工事等

（共同企業体によるものを除き、制限付一般競争入札で実施する大部分の建設工事等が事後審査方式となります）。

2 入札への参加から落札決定まで

① 入札参加申請（参加者 → 契約管理課）

- ・「制限付一般競争入札参加申請書」に入札公告で指定された書類を添えて競争入札への参加を申請します。
- ・「建設業許可通知書及び許可申請書別表」「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（写し）、「資本関係・人的関係に関する調書」を既に提出している場合は、申請書に更新日等を記載することにより、以後の提出を省略できます（期限切れ等により入札に参加できない場合もありますので、更新日等を必ず確認してください）。

② 参加申請受理の通知（契約管理課 → 参加者）

- ・申請書類の記載事項等に不足・不備がないことを確認のうえ、参加者に対して「制限付一般競争入札参加申請受理通知書」を送付します。
- ・この通知を受領後、指定の日時までに入札書を提出してください（資格審査を終えていませんので、仮の了承となります）。

③ 入札及び開札

- ・開札の結果、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低価格者を「落札候補者」とします（落札決定自体は保留となります）。
- ・落札候補者にはその旨がすみやかに通知されますので、指定の日時まで、「資格要件確認申請書」に入札公告で指定された書類を添えて提出してください。
- ・この申請の提出期限は、遅くとも開札の翌日の正午までとしますが、極力早く提出していただくようお願いします（同日に執行される他の開札分を含めて、落札決定を早く行うことができます）。

④ 落札決定

- ・審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしているものと認められたときは、落札が決定され、落札者にはその旨が通知されます（以後は通常の落札のときと同様の手続きとなります）。
- ・落札候補者が入札参加資格を満たしていないとされた場合には、審査による不適としてその者のした入札は無効となります。この場合、次順位者が落札候補者となり、同様の審査を改めて行います。